

平成23年5月24日

三重県議会議長 山本 教和 様


氏名 津村 衛



平成23年度政務調査費に係る収支報告について

三重県政務調査費の交付に関する条例第10条第1項（第3項）の規定により、別紙のとおり平成23年度政務調査費収支報告書を提出します。

平成 23 年度 政務調査費収支報告書

氏名: 津村 衛 

1. 収入

政務調査費	180,000 円
-------	-----------

2. 支出

単位=円

項目	内 訳	支出額	
A 調査研究費	1 旅費	管内調査、視察及び研究活動等に要する旅費	0
	2 需用費	調査研究活動に必要な消耗品等	0
	3 委託料	個人・団体に調査研究を委託する経費	0
	4 負担金	調査研究に必要な研究会等参加負担金	0
	5 その他	連絡調整に必要な経費等	0
	■ 小計 ■ 調査研究費		0
B 研修費	1 旅費	研修会開催又は参加するのに必要な旅費	0
	5 負担金	研修会・講演会に参加するための負担金	0
	6 その他	連絡調整に必要な経費等	0
■ 小計 ■ 研修費		0	
C 会議費	1 旅費	会議の準備、運営参加等に必要な旅費	0
	2 需用費	会議に必要な消耗品、茶菓子代及び資料印刷費	0
	3 使用料	会議の会場及び機材借り上げ費	0
	4 その他	連絡調整に必要な経費等	0
■ 小計 ■ 会議費		0	
D 資料作成費	2 需用費	資料の印刷製本費等	0
	3 手数料	作成資料の原稿費、筆耕翻訳料等	0
	4 その他	連絡調整に必要な経費等	0
	■ 小計 ■ 資料作成費		0
E 資料購入費	2 図書購入費	書籍等購入に必要な経費	0
	3 その他資料購入費	新聞雑誌購読料、ビデオ等図書購入以外の資料	8,847
	■ 小計 ■ 資料購入費		8,847
F 広報費	1 旅費	広報活動に必要な旅費	0
	2 需用費	広報誌、報告書等の印刷製本費等	0
	3 通信運搬費	広報誌、報告書等の配布送料等	0
	4 その他	連絡調整に必要な経費等	0
■ 小計 ■ 広報費		0	
G 事務所費	2 賃借料	事務所の賃借料	25,000
	3 管理運営費	事務所の光熱水道費等に要する経費	0
	4 その他	事務所の管理運営に要する経費	1,500
■ 小計 ■ 事務所費		26,500	
H 事務費	2 需要費	事務用品などの消耗品購入費用等	490
	3 通信運搬費	電話、FAXなどに必要な経費等	4,800
	4 その他	備品購入、機器リース又は連絡調整などに必要な	0
	■ 小計 ■ 事務費		5,290
I 人件費	2 人件費	職員の給料、手当、社会保険、賞金等	0
	■ 小計 ■ 人件費		0
合計金額		40,637	

3. 残余

残余金	139,363 円
-----	-----------

67 津村 衛

議員分 23. 4. 24 ~ 23. 4. 31

21000002

平成23年度（4月分）調査研究活動の実施概要報告書

会派（議員）名 津 村 衛

調査研究活動の主な内容、成果等

平成22年4月分の政務調査費は主に事務所費として計上しています。事務所開設したことにより、県民の方々からの意見や要望・陳情などの受け付けることができ、地域の現状把握や、県政に対しての問題点や課題点の認識を深めることができた。特に東日本大震災後、県民の防災に対する関心が高く、連日事務所に訪れては、自主防災に対する意見交換を行っており、それらの意見を踏まえて県政に対しての提案・要望などを積極的に行う。

資料購入費

21000004

領 収 証

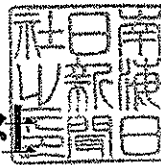
金額 ¥1500

津村 衛 様



23 年 4 月分

(有)南海日日新聞社



〒519-3617 尾鷲市野地町6番5号 ☎0597-22-4498

平成23年度政務調査費(4月分)領収書添付

内 容:南海日日新聞購読料として

案分率:100%

計上額:1,500円

21000005



領収書

区域004 全戸0015 お問合せNo00224

お名前 津村事務所 様

23年 4月分

銘	柄	部数	金額	
1	読売新聞	1	3,007	◇左記の通り領収しました
2				
3				
合計			3,007円	領収日 年 月 日

読売センター尾鷲 TEL0597-22-7827
尾鷲市野地町6-10 三鬼 直也



※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

平成23年度政務調査費(4月分)領収書添付

内 容:読売新聞購読料として

案分率:100%

計上額:3,007円

21000006

ASA

宮ノ上町 2-4

2011年04月分

区域[00101]0012.00

お問合せNo. 001330

津村 衛 様

銘 柄	部数	金 額	備 考
伊勢新聞	1	2,840	

合 計 金 額
2,840 円

毎度ご購入有難うございます。
上記の通り領収致しました。

担当は 楠田直子

朝日ジュニア『週刊かがく』改訂版
☆☆毎週木曜日好評発売中☆☆
新聞の購読料は、口座振替が便利です。
クレジットカードのご利用も可能です。

朝日新聞サービスカ-
有限公司ASA尾鷲
尾鷲市中央町1-25
TEL 0597-22-0352
FAX 0597-23-2373




平成23年度政務調査費(4月分)領収書添付

内 容:伊勢新聞購読料として

案分率:100%

計上額:2,840円

21000007

津  殿	購読料領収証		
	平成 23年 4 月分		
	購読料	1か月 1500円	
係員 上記金額領収申しました			
年 月 日			
有限会社 紀勢新聞社 三重県尾鷲市林町12の26 ☎3344 FAX1471			

平成23年度政務調査費(4月分)領収書添付
内 容:紀勢新聞購読料として
案分率:100%
計上額:1,500円

事務所費

21000009

契約上の注意

- 一、誰を相手に契約するのか、相手に契約する権限があるかを確かめること。
本人自ら（代理人のときには代理人自身）署名押印すること。
- 二、契約の目的やどんな事情、動機で契約するのかを明記しておくか、後日水掛論になる。
- 三、契約上の日時や場所を確かめること。
- 四、契約を忘れぬこと。



建物賃貸借契約書

賃貸人 [Redacted] と賃借人 津石衛 との間に、次のとおり建物賃貸借契約を締結します。

第一条（目的建物の表示） 賃貸人はその所有する次に表示の建物を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

建物の所在場所 茨城県野田市
鉄骨造 葺き二階建 一棟
床面積 一階 四十五平方メートル

第二条（賃貸借期間） 賃貸借の期間は平成二十一年七月一日から平成二十二年六月三十日までの二年間とします。

第三条（賃料） 賃料は毎月金 五万円 円也とし、賃借人は毎月 十日までに 五 月分を賃貸人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の家賃との比較等により不相当となつたときは、賃貸人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができるものとします。

第四条（敷金） 賃貸人は敷金として金 二十五万円 円也を賃借人から申し受けるものとします。

第五条 (使用目的) 賃借人は、本件建物を、^{此本件建物の} ^{利用を目的として} 使用するほか、他の用途に使用してはなりません。

第六条 (原状変更、転貸等の禁止) 賃借人は、次の場合には、事前に賃貸人の書面による承諾を受けなければなりません。

- 一、建物の改造、造作、模様替等の原状を変更するとき。
- 二、賃借人が賃借権を譲渡し、または本件建物を転貸するとき(独立世帯の同居人を置く等一部の転貸、法人等への切替えおよびその他名目のいかんを問わず事実上賃借権の譲渡、転貸と同様の結果となるすべての場合を含む)。

第七条 (当然消滅) 本契約は、次の場合には、催告その他の手続をしないで、当然消滅するものとします。

- 一、本件建物が火災その他の災害で大破または滅失したとき。
- 二、本件建物の全部または一部が公共事業のため買い上げ、収用または使用され、本契約を存続することができないとき。

第八条 (契約解除) 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。

- 一、二か月分以上賃料の支払いを怠ったとき。
- 二、賃料の支払いをしはしは遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
- 三、第六条の規定に違反したとき。



- 四、長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。
- 五、その他本契約に違反したとき。

第九条 (修繕義務) 建物の部分的な小修繕は賃借人が費用を負担してみずから行なうものとします。

第十条 (原状回復、損害賠償義務) 賃借人(その家族、使用人を含む)の責に帰すべき事由により建物を汚損、破損もしくは滅失したとき、または賃貸人の承諾なしに建物の原状を変更したときは、賃借人はすみやかにこれを原状に回復し、または損害の賠償をするものとします。

第十一条 (ガスの使用料等) ガス、電気、水連等の使用料は、賃借人の負担とします。

第十二条 (延滞賃料等への充当等) 敷金には利息をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠ったときまたは第十条の損害賠償金額を支払わなかったときは、賃貸人は敷金をもってその弁済に充当することができるものとします。

第十三条 (敷金の返還) 賃貸人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から建物の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料または第十条の損害賠償金額があるときはこれらを差し引いてその残額を返還するものとします。

第十四条 (移転料等の不請求) 賃借人は、本件建物の明渡しに際し、賃貸人に対し、移転料、しにせ料その他これらに類する金銭上の請求をしないものとします。

第十五条 (明渡しの際の原状回復義務等) 賃借人は、建物の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件を全部取去し、もし賃貸人の承諾なしに造作加工したものがあればすべてこれを原状に復したうえで、賃貸人の立会を求め、本件建物の引渡しをするものとします。

第十六条 (不法居住による損害金) 賃借人は、本契約が終了した場合において、現実に本件建物の明渡しをしない間は、賃料相当額の二倍の損害金を支払うものとします。

第十七条 (連帯保証) 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく貸賃人に対する賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。

第十八条 (合意管轄) この契約に関する紛争については、賃賃人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

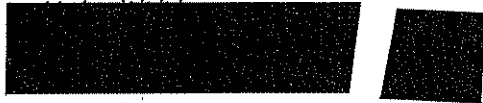
第十九条 (特約事項)

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書式通を作成し、各自署名押印のうえ、各巻通を所持します。

年 月 日

賃賃人 現住所

氏名



賃借人 現住所

氏名

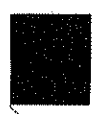
〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

澤村 衛



連帯保証人 現住所

氏名



第十九条 特約事項

- 一 本借賃の敷金は川添の岸家後四ヶ月分を賃借人に返還する。
- 二 賃借人は岸家借の維持管理を行うこと。
(三月月末まで、本一室の汲取り、川添時の汲取り)
- 三 賃借人は川添の戸名を三月末に申しこむこと。
- 四 賃借人は川添の陸揚投取扱を確保し復す。

百五キャッシュサービスご利用明細票

いつもご利用ありがとうございます。ご利用明細票は必ずお持ち帰りいただきませすようお願い申し上げます。

期 日	23- 4-28	元 金	901	元 金	59,276.2
振込内容	振 込				
金額	50,000				
ご利用時間	11:07	ご利用回数	0		
ツムラ マモル 様 お電話 0597-22-5381 照会番号* 000-10118					

百五銀行

平成23年度政務調査費(4月分)領収書添付
内 容:事務所賃貸料金として
案分率:50%
計上額:25,000円

21000013

領 収 書

津村衛

様

№ 44586

¥ 3,000-

但 保守点検料 月分
浄化槽清掃料 月分

平成23年 4月26日

上記正に領収いたしました

収 入
印 紙

浄化槽設計・施工・販売・保守点検・清掃

昭和住設株式会社

三重県尾鷲市末広町3番15号(ジャスコ前)

電話 (0597) 2364

係 印

平成23年度政務調査費(4月分)領収書添付

内 容:事務所浄化槽保守点検料金として

案分率:50%

計上額:1,500円

21000014

事 務 費

21000015

〒100-0001 東京都千代田区千代田
1-1-1 (1F)
TEL: 03-6343-XXXX

11-04-05
13:36
1 49120

112 *575
101 *100
10 2
*900 冊
*1000 I
*3 冊

平成23年度政務調査費(4月分)領収書添付
内 容:事務用品料金として
案分率:50%
計上額:490円

21000016

通常払込
現金加入
印付
払込受領証兼
収入金額収控

金額 ¥9,610
ご請求番号 8035998835712

西日本電信電話株式会社
00140-7-900500

平成23年 4月分 支払期限 5月 6日
お客様氏名 津村 衛 様

収納運送先 (金融機関専用)
(0120) 77-9041

領収日付印 23-04-25
尾鷲駅前郵便局
(22286)03
N91320008

(金融機関等保管)

領収証 (Receipt)

お客様番号 (0597)22-6880
ご請求番号 8035998835712
お客様氏名 津村 衛 様

金額 平成23年 4月分 ¥9,610
うち、消費税等 415円

西日本電信電話株式会社
三重支店
お客様からの料金お問合せ先 (無料)
0120-159424

収入印紙貼付欄 領収日付印

(お客様)

平成23年度政務調査費(4月分)領収書添付
内 容:事務所電話料金として
案分率:50%
計上額:4,800円